

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月11日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第3号

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和35年7月河合村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「及び資産割額」を削り、同条第4項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削る。

第3条第1項中「100分の6.8」を「100分の7.17」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「26,000円」を「25,500円」に改める。

第5条の2第1号中「27,000円」を「23,900円」に改め、同条第2号中「13,500円」を「11,950円」に改め、同条第3号中「20,250円」を「17,925円」に改める。

第6条中「100分の1.7」を「100分の2.62」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「7,500円」を「9,800円」に改める。

第7条の3第1号中「6,000円」を「7,800円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,900円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,850円」に改める。

第8条中「100分の1.5」を「100分の2.15」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「7,600円」を「13,500円」に改める。

第9条の3を次のように改める。

第9条の3 削除

第20条第1項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第23条中「及びカ」を削り、同条第1号ア中「18,200円」を「17,850円」に改め、同号イ（ア）中「18,900円」を「16,730円」に改め、同号イ（イ）中「9,450円」を「8,365円」に改め、同号イ（ウ）中「14,175円」を「12,548円」に改め、同号ウ中「5,250円」を「6,860円」に改め、同号エ（ア）中「4,200円」を「5,460円」に改め、同号エ（イ）中「2,100円」を「2,730円」に改め、同号エ（ウ）中「3,150円」を「4,095円」に改め、同号オ中「5,320円」を「9,450円」に改め、同号カを削り、同条第2号ア中「13,000円」を「12,750円」に改め、同号イ（ア）中「13,500円」を「11,950円」に改め、同号イ（イ）中「6,750円」を「5,975円」に改め、同号イ（ウ）中「10,125円」を「8,963円」に改め、同号ウ中「3,750円」を「4,900円」に改め、同号エ（ア）中「3,000円」を「3,900円」に改め、同号エ（イ）中「1,500円」を「1,950円」に改め、同号エ（ウ）中「2,250円」を「2,925円」に改め、同号オ中「3,800円」を「6,750円」に改め、同号カを削り、同条第3号ア中「5,200円」を「5,100円」に改め、同号イ（ア）中「5,400円」を「4,780円」に改め、同号イ（イ）中「2,700円」を「2,390円」に改め、同号イ（ウ）中「4,050円」を「3,585円」に改め、同号ウ中「1,500円」を「1,960円」に改め、同号エ（ア）中「1,200円」を「1,560円」に改め、同号エ（イ）中「600円」を「780円」に改め、同号エ（ウ）中「900円」を「1,170円」に改め、同号オ中「1,520円」を「2,700円」に改め、同号カを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。